# 爱知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

### 目 次

## 規 則

○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則	第30号	(総務局総務課)	1
○愛知県事務委任規則の一部を改正する規則	第31号	(同 )	5
○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則等の	第32号	(同 )	6
一部を改正する規則			
○愛知県公印規則の一部を改正する規則	第33号	(法務文書課)	7
○愛知県公有財産規則の一部を改正する規則	第34号	(財産管理課)	8
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施	第35号	(水大気環境課)	8
行細則の一部を改正する規則			
○愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則	第36号	(児童家庭課)	9
○愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改	第37号	(医務課)	9
正する規則			
○動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則	第38号	(生活衛生課)	11
○覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則	第39号	(医薬安全課)	11
○愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正	第40号	(労働福祉課)	17
する規則	) 10·J		11
○愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	第41号	(水産課)	18
○愛知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する	第42号	(林務課)	18
規則	)13 <u>1</u> 2 3	(11 1) 1 10 10	10
○愛知県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改	第43号	(建設総務課)	18
正する規則	),; 10 J	(CENTIES) SPIN	10
○愛知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	第44号	(下水道課)	18
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第45号	(建築指導課)	20
○愛知県財務規則の一部を改正する規則	第46号	(会計局管理課)	22

# 規則

今和二年三月三十一日愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県規則第三十号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

第二条第二項に次の一号を加える。愛知県行政組織規則(昭和三十九年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

き設置された愛知県埋蔵文化財調査センター四、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づ

り上げ、同条第六項第一号及び第二号中「市町村の」を削る。第三条の二第五項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰

り上げる。十四号とし、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十五項までを二項ずつ繰第四条第三項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号中「管理」を「管理等」に改め、同号を同項第

第五条第四項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次



第92号

- の一号を加える。
- 大 防災拠点に関すること(災害対策課の事務分掌事項を除く。)。

第六条第十三項第三号及び第四号を次のように改める。

- 三文化財に関すること。
- 四 銃砲刀剣類の登録に関すること。

第六条第十三項に次の二号を加える。

- 五 愛知芸術文化センター、匈磁美術館及び埋蔵文化計調査センターに関すること。
- 六 文化財保護審議会に関すること。

第六条第十四項中「トリエンナーレ推進室」の下に「及び文化財室」を加え、同条中第十六項を第十七項

- とし、第十五項の次に次の一項を加える。
- **2** 文化財室においては、次の事務を処理する。
  - 文化財に関すること。
  - 二 銃砲刀剣類の登録に関すること。
  - 三、埋蔵文化財調査センターに関すること。
  - 四 文化財保護審議会に関すること。

第七条中第十二項を第十四項とし、第八項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中第九号を 第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 介護人材の確保に関すること(地域福祉課の事務分掌事項を除く。)。

第七条中第七項を第九頃とし、第六頃の次に次の二項を加える。

- マ 障害循祉課に医療療育支援室を置く。
- ⊗ 医療療育支援室においては、医療療育総合センターに関する事務を処理する。

第七条の二第九項第二十四号中「動物保護管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同条第十項中 第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第十一項中「、園芸農産課及び畜産課」を「及び園芸農産課」に改める。

第十条第一項及び第十四項中「航空対策課」を「航空空港課」に改める。

第十条の三第二項中第二十二号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十二号とし、同条第七項第 十四号を次のように改める。

十四 建設工事(土木工事を除く。)に係る分別解体等に関すること。

第十条の三第七項に次の三号を加える。

- 十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。
- 十六 愛知県建築物環境配慮制度に関すること。
- 十七 都市の低炭素化の促進に関すること。

第十一条第一項中「スポーツ課」を「太ポーツ振興課」に改め、同条第二項中「スポーツ課」を「スポー

ツ振興課」に改め、第九号から第十三号までを削り、第十四号を第九号とし、第十五号を第十号とし、同条 中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- る 競技・施設課においては、次の事務をつかさどる。
  - フスポーツ及びレクリエーションの普及奨励に関すること。
  - ファスポーツ施設の整備に関すること。
  - 三、スポーツの指導者の養成に関すること。
  - 四 アスリートの育成に関すること。
  - 五 その他スポーツ行事に関すること(他の局及び課の事務分掌事項を除く。)。

第十四条の二第四項企画調整課の分掌事務中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十四条の三中第七項から第十項までを削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「愛知県西三河県民事 務所豊田加茂環境保全課」を「愛知県海部県民事務所環境保全課、愛知県知多県民事務所環境保全課及び愛 知県西三河県民事務所豊田加茂環境保全課」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」 を「から第三項まで」に改め、同項総務県民課の分掌事務中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号 とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 市町村の地域振興に関すること。

第十四条の三第四項総務県民課の分掌事務の次に県民防災安全課の分掌事務として次のように加える。 県民坊災安全課

- 文書及び公印の管守に関すること。
- 二 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 三、予算、会計及びその他庶務に関すること。
- 四建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 五 証紙の売りさばきに関すること。
- 広報及び広聴に関すること。
- 七 県政に関する情報提供に関すること。

- 青少年施策の推進に関すること。 1
- 九 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- 市町村の地域振興に関すること。
- 十二 市町村その他公共団体に関する情報収集、連絡調整、相談等に関すること(他の地方機関及び課の 事務分掌事項を除く。)。
- 十三、坊災に関すること。
- 十四 武力攻撃事態等における国民の保護等に関すること。
- 十五 災害救助に関すること(福祉相談センターの事務分掌事頃を禁く。)。
- 十六 消防に関すること。
- 十七 高圧ガスの保安等に関すること。
- 十八 火薬類の取締りに関すること。
- 十九 電気工事業者の登録等に関すること。
- 二十一電気用品及びガス用品に関すること。
- 二十一 安全なまちづくりに関する施策の推進に関すること。
- 二十二 交通安全施策の推進に関すること。
- 二十三 その他他の課の主管に属しないこと。
- 第十四条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項 を加える。
- 2 愛知県海部県民事務所及び愛知県知多県民事務所に次の課を置く。

県民防災安全課

環境保全課

産業労働課

第二十条から第二十二条までを次のように改める。

(埋蔵文化財調査センター)

第二十条 愛知県埋蔵文化財調査センターに総務調査課を置く

- 2 総務調査課においては、次の事務をつかさどる。
  - → 文書及び公印の管守に関すること。
  - ご職員の人事及び福利厚生に関すること。
  - 三、予算、会計及びその他庶務に関すること。
  - 四建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。

  - 五 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
  - 六 埋蔵文化財の保存処理、収蔵及び展示に関すること。 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。

  - 八 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。
- 九 埋蔵文化財に関する知識の普及及び広報に関すること。
- 第二十一条及び第二十二条 削除
- 第二十四条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
  - 四 瞬癌学習に関すること。
- 第二十四条第四項企画情報部の分掌事務中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の
- 一号を加える。 四 環境学習に関すること。
  - 第二十四条第六項に次の一号を加える。
    - 五 環境学習に関すること。

第三十四条の見出しを「(動物愛護センター)」に改め、同条第一項及び第三項中「愛知県動物保護管理セ ンター」を「愛知県動物愛護センター」に改め、同条第四項の表中「愛知県動物保護管理センター尾張支所」 を「愛知県動物愛護センター尾張支所」に、「愛知県動物保護管理センター知多支所」を「愛知県動物愛護

センター知多支所」に、「愛知県動物保護管理センター東三河支所」を「愛知県動物愛護センター東三河支所」 に改める。

第五十一条第十七頃を同条第十九頃とし、同条第十六頃中「愛知県知多建設事務所西知多道路常滑出張所 を常滑市」を「愛知県知多建設事務所西知多道路出張所を知多市」に改め、同項を同条第十八項とし、同条

第十五頃を同条第十六頃とし、同頃の次に次の一頃を加える。 **1. 愛知県尾張建設事務所の所掌する愛・地球博記念公園整備事業に係る事務を分掌させるため、愛知県尾** 

張建設事務所愛・地球博記念公園出張所を長久手市に置く。

第五十一条中第十四項を第十五項とし、第九項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の 一項を加える。

第七項に規定するもののほか、愛知県東三河建設事務所総務課にあつては、愛知県行政機関設置条例第 十四条第二項の規定にかかわらず、豊幡市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び北設楽郡の区域に係る

令和2年3月31日 火曜日 爱知県公報 第92号 土地開発行為の協議及び指導に関する事務を分掌する。 第五十六条第一項の表政策企画局の項の次に次の一項を加える。 建設政策推進監、知事の命を受け、建設局、都市整備局及び建築局に関連する重要政策課題に係 建設局 る高度で専門的な総合調整に関する事務を掌理し、並びに知事が命ずる事務を 掌理する。 第五十六条第一項の表中「主幹」を「担当課長」に、 1144 室長補佐 室長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。 主任主蕉 上司が命ずる事務を処理する。 黒・空  $\mathcal{A}$ [ <del>[</del>MH] 室長補佐 室長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。 に改め、同条第二項の表福祉局の項の次に次の一項を加える。 スタートアップ一局長を補佐し、スタートアップに関する施策の推進及び総合調整に関する事務 経済産業局 |を掌理し、並びにスタートアップ推進課に係る上司が命ずる事務を掌理する。 第五十六条第二頃の表農業水産局の頃中 ||農林水産推進監|上司の命を受け、豊業水産局及び豊林基盤局全般に関連する施策の総合調整に 12 関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。 ||農林水産推進監|上司の命を受け、農業水産局及び農林基盤局全般に関連する施策の総合調整に 関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。 に改め、同表 **香產振興監** 局長を補佐し、畜産業の振興の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、並び に畜産課に係る上司が命ずる事務を掌理する。 農林基盤局の項を削り、同表建設局の項中 ||建設政策推進艦|上司の命を受け、建設局、都市整備局及び建築局全般に関連する施策の総合調 整に関する事務を掌理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。 150 曹川水系対策本「上司の命を受け、曹川水系の水資源対策の推進及び総合調整に関する事務を掌 理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。 **跸** 副 本 第 县 「豊川水系対策本」上司の命を受け、豊川水系の水資源対策の推進及び総合調整に関する事務を掌 に、「航空対策 理し、並びに上司が命ずる事務を掌理する。 課」を「航空空港課」に改め、同表スポーツ局の項中「国際スポーツ大会推進監」を「スポーツ監」に、「ス ポーツ課」を「スポーツ振興課、競技・施設課」に改め、同表航空対策課の項中「航空対策課」を「航空空 港課一に改める。 第五十七条第一項の表東京事務所から港務所までから農業総合試験場及び水産試験場までの項中「自治研 修正」を「自治研修正 埋蔵文化財調査センター」に、「動物保護管理センター」を「動物愛護センター」に改め、同表「手浴石作司 東京事務所から港務所までからあいち海上の森センターまでの項中「動物保護管理センター」を「動物愛護 センター」に改め、同表支所(尾張県民事務所の県民センターを除く。)の項中「(尾張県民事務所の県民セ ンターを徐く。)」を削り、同表尾張県民事務所の県民センターの頃を削り、同表東京事務所の課から港務所 の課までの項中「福祉相談センターの課 医療療育総合センターの運用部の課」を「福祉相談センターの課」に改め、同表消防学校 の教務課から建設事務所の課までの項中「保健所の課 医療療育総合センターの療育支援センターの課」を「保健所の課」 に改め、同表愛知芸術文化センターの美術館の課及び陶磁美術館の課の項中「陶磁美術館の課」を 「陶磁美術館の課 埋蔵文化財調査センターの課」に改め、同表地方機関から地方機関の支所、出張所、駐在室、保健分室、印荷言を負し記 管理所、東三河農業研究所、段戸山牧場、種鶏場及び漁業生産研究所までの項中 宝住主 上司が命ずる事務を処理する。 15 上司が命ずる専門事頃に関する事務を処理する。 主任専門員 三主任専門員 上司が命ずる専門事項に関する事務を処理する。 に改める。

第五十九条第一項の表東京事務所から港務所までの項中「動物保護管理センター」を「動物愛護センター」

に改める。

图 图

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

愛知県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。 ◆性 | ★|||□|||十 | □

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県規則第三十一号

愛知県事務委任規則の一部を改正する規則

愛知県事務委任規則(昭和四十年愛知県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一東三河総局長又は県民事務所長の項第六十二号の二中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改 め、同号を同項第六十二号の四とし、同項第六十二号の次に次の二号を加える。

六十二の二 浄化槽法第十一条の二第一項の規定により浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。

六十二の三 浄化槽法第十一条の二第二項の規定により浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。

別表第一東三河総局長又は県民事務所長の項第六十五号及び第六十五号の二中「第十一条第一項」を「第 十一条第一項本文」に改め、同項第六十五号の三の次に次の四号を加える。

六十五の四 浄化槽法第十二条の五第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により浄 化博の設置に関する計画の協議に応じ、同意をすること。

六十五の五 浄化槽法附則第十一条第一項の規定により特定既存単独処理浄化槽に関し除却その他生活環 境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

六十五の六 浄化槽法附則第十一条第二項の規定により除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な 措置をとることを勧告すること。

六十五の七 浄化槽法附則第十一条第三項の規定により勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第一動物保護管理センター所長の項第七号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、 同項第十号の二中「第二十二条の六第二項」を「第二十一条の五第二項」に、「犬猫等」を「動物」に改め、 同項第十号の三中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同項第十一号中「第二十四条の 四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十三条第三項(同法第二十四条の四第一項において準用 する場合を含む。)の規定により勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第一動物保護管理センター所長の頃第十三号中「第二十三条第三頃(同法第二十四条の四」を「第 二十三条第四項(同法第二十四条の四第一項」に改め、同項第十三号の四を同項第十三号の六とし、同号の 次に次の一号を加える。

十三の七 動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第一項の規定により必要な指導又は助言をするこ J٥

別表第一動物保護管理センター所長の項第十三号の三を同項第十三号の五とし、同項第十三号の二中「第 二十四条の二一を「第二十四条の二の二」に改め、同号を同項第十三号の四とし、同項第十三号の次に次の 二号を加える。

十三の二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条の二第一項の規定により必要な勧告をすること。

十三の三 動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条の二第二項の規定により勧告に係る措置をとるべ きことを命ずること。

別表第一動物保護管理センター所長の項第十四号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、 同項第十五号中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同項第十五号の二中「第二十五条第 三項」を「第二十五条第四項」に改め、同項第三十号中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、 同項中「動物保護管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改める。

別表第二東三河総局長又は県民事務所長の項第十号中「に対し浄化槽の保守点検業務」を「その他浄化槽 保守点検業を営む者に対しその業務」に、「の営業所若しくは事務所」を「その他浄化槽保守点検業を営む 者の営業所、事務所その他の場所」に改め、同表保健所長の項第四号の七中「第十七条第一項、同条第二 項」を「第十八条第一項」に改め、「及び書物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第 三十六条の七第一項第二号」を削り、「毒物又は劇物の販売業者」を「毒物劇物営業者」に、「当該職員に店 舗」を「薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に製造所」に、「、毒物」を「、若しくは毒物」に、「に 規定する」を「の毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)で定める」に改め、「(書物 又は劇物の製造業者及び輸入業者のうちその製造業及び輸入業について同法第四条第一項の規定による厚生 労働大臣の登録を受けたものに係るものを除く。)」を削り、同項第四号の九中「覚せい剤取締法」を「覚醒 **剤取締法|に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関|を「覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関|に、「覚せ** 

い剤研究者一を「覚醒剤研究者」に改め、同項第四号の十中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚い剤研究者」を「覚醒剤取締法」に、「覚 せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤保管営業所」を「覚醒剤保管営業所」に、「覚せい剤 施用機関一を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤に一を「覚醒剤に一 に、「覚せい剤若しくは覚せい剤」を「覚醒剤若しくは覚醒剤」に改め、同項第四号の十一中「覚せい剤取 締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同項第五号の三中「第二十五条 の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、「又は」の下に「同項第一号から第三号までに掲げる」を加 え、同項第五号の四中「第二十五条の七」を「第三十一条」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同

頃第五号の五中「第二十五条の八第一頃」を「第三十二条第一頃」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、 同項第五号の六中「第二十五条の八第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同項第五号の七中「第二十五 条の八第三頃」を「第三十二条第三頃」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同頃第五号の九中「第 二十七条第一項「を「第六十一条第一項」に「検査」を「検査させ、」に改め、同号を同項第五号の十六とし、 同号の次に次の二号を加える。

- 五の十七 健康増進法改正法附則第二条第五項の規定により喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、 **奥煙可能室設置施設の状況その他必要な事頃に関し報告をさせ、又は職員に、喫煙可能室設置施設に立** ち入り、喫煙可能室設置施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質 問させること。
- **五の十八 健康増進法改正法附則第三条第三項の規定により指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原** 者等に対し、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又は職員に、 指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、 書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- 別表第二保健所長の頃第五号の八中「第二十五条の九第一頃」を「第三十八条第一頃」に、「特定施設」を「特 定施設等」に改め、同号を同項第五号の十五とし、同項第五号の七の次に次の七号を加える。
  - 五の八(健康増進法第三十四条第一項(健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号。 次号、第五号の十、第五号の十七及び第五号の十八において「健康増進法改正法」という。)附則第二 条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により喫煙専用室標 識等を直ちに徐去し、又は喫煙専用室等の供用を停止することを勧告すること。
  - 五の九 健康増進法第三十四条第二項(健康増進法改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)の規定により勧告に従わなかつた旨を公表すること。
  - 五の十 健康増進法第三十四条第三項(健康増進法改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
  - 五の十一健康増進法第三十六条第一項の規定により喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的 室標識等を直ちに徐去し、又は奥煙目的室影置施設の供用を停止することを勧告すること。
  - 五の十二(健康増進法第三十六条第二項の規定により喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的 室標識等を直ちに除去し、又は喫煙目的室の供用を停止することを勧告すること。
  - **五の十三 健康増進法第三十六条第三項の規定により勧告に従わなかつた旨を公表すること。**
  - 五の十四(健康増進法第三十六条第四項の規定により喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、勧告に係 る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二保健所長の項中第二十五号の三を第二十五号の五とし、第二十五号の二を第二十五号の四とし、 第二十五号の次に次の二号を加える。

- 二十五の二 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第十七条第一項の規定により住宅宿泊事業 者に対し、その業務に関し報告を求め、又は職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状 **沢若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。**
- 二十五の三 住宅宿泊事業法第四十五条第二項の規定により住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報 告を求め、又は職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況 若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第二動物保護管理センター所長の項中「動物保護管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に 改め、同頃第一号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同頃中第三号を第五号とし、 第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 一動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条の二第三項の規定により必要な報告を求め、又は職員に 飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。
- 三一動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項の規定により必要な報告を求め、又は職員に動物 の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設等を検査させること。
- この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か ら施行する。
- 別表第一動物保護管理センター所長の項第三十号の改正規定(公布の日
- ご 別表第一動物保護管理センター所長の頃の改正規定(同頃第三十号の改正規定及び「動物保護管理セン ター所長」を「動物愛護センター所長」に改める部分を除く。)及び別表第二動物保護管理センター所長 の頃の改正規定(「動物保護管理センター所長」を「動物愛護センター所長」に改める部分を除く。) 和二年六月一日

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 ◆性 | ★|||□|||十 | □

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県規則第三十二号

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則等の一部を攻正する規則

(自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 自然環境の保全及び禄化の推進に関する条例施行規則(昭和四十九年愛知県規則第三十五号)の一 部を次のように改正する。

第五十八条第四項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

(温泉法施行細則等の一部改正)

- 第二条 次に掲げる規則の規定中「愛知県尾張県民事務所海部県民センター環境保全課」を「愛知県海部県 民事務所環境保全課」に、「愛知県尾張県民事務所知多県民センター環境保全課」を「愛知県知多県民事 務所環境保全課」に改める。
  - 温泉法施行細則(平成十四年愛知県規則第四十六号)別表
  - 二 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成十六年愛知県規則第五十四号)別表 当 学
  - この規則は、今和二年四月一日から施行する。

愛知県公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

你在11年111年111十1日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県規則第三十三号

愛知県公印規則の一部を改正する規則

愛知県公印規則(昭和三十年愛知県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「少子化対策監」の下に「、スタートアップ推進監」を、「観光推進監」の下に「、畜産振興監」 を加え、「、全国植樹祭推進監」を削り、「国際スポーツ大会推進監」を「スポーツ監」に改め、同条第十一 **心を削る。** 

 $\Gamma_{111}Y$ 同務 默. 県民民 河総)興事 総事 足と 黙 **黑** 出 汽車 歐 |県東三洋設楽振り 尾張] 部県 尾張] 漢 [] > 振 17, に改め、同表局長印 別表知事印の頃中 B 124 ļ シ 愛知県 務所海 ター長 県設 県知長 4 愛知) 務所/ ター-J 知城長 知城县 4 愛新店 愛新所  $\kappa$ 

黙 の項中 に改め、同表国際監、人事管理監、県民安全監、人権推進監、女性の活躍促進監、地 16 ] % % KI

**球温暖化対策監、資源循環推進監、介護推進監、少子化対策監、就業推進監、技能五輪・アビリンピック推** 進監、観光推進監、水産振興監、全国植働祭推進監、道路監、治水防災対策監、水資源監、港湾空港推進監、 リニア・交通対策監、建築指導監及び国際スポーツ大会推進監印の項中

Щ 少子化対策監 終推 | 順階 !光推進監 點 3 聉 1 \_ 極 産 蔵 メポージ。 語が、記 1 の次に ] 潤 164 の次に 雪 134 17, を加え、 を削り、 12 産 洲 Ħ タ進 祵 ス推 観| 全體 重 /黒ー 旦 ᄣ 11117 

興課 點 黙 黙 > 黙 庭  $\langle H \rangle$ シ 1 17,  $\mathcal{H}$ 17, 11' 15 に改め、同表地方機関の長印の 名 洲 迷 1 産 涶 産 重 茶 4 夕課 旦 ス進 共 | 歌

共

 $\kappa$ 

楪|

なべん Γι 同務 司答 **無** 入 宣道 民と 民セ 総事 開 開 県 出 県 出 厄里 ボ 張県 張県 三 張 原中 17, に改め、同表愛知県尾張県民事務 15 B 保護( 支所) 東楽 東楽 影響 尾多 知 類 表 表 表 表 知知 城設 辰 愛長 県海長 県知長 知形 愛新所 愛務女 愛務女 愛新所 動ター 所の海部県民センター及び知多県民センターの長印の頃を判る。 图 图

この規則は、今和二年四月一日から施行する。

愛知県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

◆告□申□□□□□十□□

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県規則第三十四号

愛知県公有財産規則の一部を攻正する規則

愛知県公有財産規則(昭和四十八年愛知県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号及び第四号中「関係主幹」を「関係担当課長」に改める。

图 图

この規則は、今和二年四月一日から施行する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布す  $\omega_{\circ}$ 

你告!!

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県規則第三十五号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則(平成十三年愛知県規則第八十七号)の

一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改める。

第十二条第二項中「、認定証のほか」を削り、同項第一号中「同項第八号」を「同項第七号」に改め、同 項第二号中「第九条第一項第十号」を「第九条第一項第九号」に改め、同項第五号中「第九条第一項第九号」

を「第九条第一項第八号」に改める。

第十四条第四号中「次条」の下に「又は第十六条第二項」を加え、同条第六号中「第十六条第二項」を「第

十六条第三項「に致める。

第十五条第三項中「法第四十六条第二項」を「省令第五十条」に改める。

第十六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種フロン類引取業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定 製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充塡回収業者 から、これらの者に係る前頃の記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その

申出に応じなければならない

別表中「愛知県尾張県民事務所海部県民センター環境保全課」を「愛知県海部県民事務所環境保全課」に、

「愛知県尾張県足事務所知多県民センター環境保全課」を「愛知県知多県民事務所環境保全課」に改める。

「頂 「東  $\sim$ 6条第 第16条第 様式第七中 15 に改める。 摇1

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県知事 大 村 秀

LMI

計

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令在11年111月111十1日

愛知県地域医療確保修学資金賞与条例施行規則の一部を改正する規則

修了証明書(様式第六の四)を知事に提出しなければならない。

る 平成二十九年以前の年の所得に係る遺児手当認定申請書については、なお従前の例による。

この規則は、公布の日から施行する。

第七条の三の次に次の一条を加える。

三 鋻

愛知県規則第三十七号

(指定研修修了証明書)

第九条第一号へを削る。

改正する。

控除対象配偶者及び扶養親族 一生計配偶者及び扶養親族 配偶 人控除対象配偶者 生計 17 様式第一、様式第七及び様式第七の二中 16 16 に改める。 ίψ 直

愛知県遺児手当支給規則(昭和四十五年愛知県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則

愛知県規則第三十六号

令和2年3月31日

令在11年111月11十1日

愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

40 10°

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は、公布の日から施行

LM ロン類引渡受託者 ロン類再生業 12h 第一種特定製品の引取り 解体工事に係る建築物そ 営しくは解体工事の場所 種フロン類引渡受託者 LM 一種フロン類再生業 厘 設置する場所 種フ1 無 種特定製品引取等実施者、 無 17, 16 様式第九裏中 12 17, に改める。 B 特定解体工事元請業者、 設置する場所、 等を行う場所、 の他の工作物若 「 無」 無 紙

火曜日

愛知県公報

第92号

-9-

第七条の四 修学資金の貸与を受けた者であって、指定研修(条例第八条第四項(条例第十三条において準 用する場合を含む。)の規定により知事が指定する研修をいう。)を修了したものは、遅滞なく、指定研修

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十年愛知県規則第三十六号)の一部を次のように

第十一条第一号ロ中「様式第九」を「様式第十」に改め、同号へを削る。 第十七条第三項を次のように改める。

3 前項第七号及び第八号の規定は、修学資金のうち条例第三条第二項の規定により加算された額に係るも のについて準用する。この場合において、前項第七号中「に勤務しなかった」とあるのは「において小児 科又は産婦人科の診療業務に従事しなかった」と、「に勤務したとき又は勤務しなかった」とあるのは「に おいて小児科又は産婦人科の診療業務に従事したとき又は従事しなかった」と、同項第八号中「に勤務し なくなった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事しなくなった」と、「に勤務し たとき又は勤務しなかった」とあるのは「において小児科又は産婦人科の診療業務に従事したとき又は従 事しなかった」と読み替えるものとする。

様式第六の三の次に次の一様式を加える。

様式第6の4 (第7条の4関係)

		都	定年参参了	証明書					
				I :					
彩的 国知事 關						併	,	H	ш
			所在	岩					
			指定研修に係る	係る					
			基幹施設の名称	名称					
			管理	≁				ш.	毌
下記の者は、当基幹加	<b>を設の専門</b>	年後ソ	当基幹施設の専門研修プログラムを受講し、指定研修を修了したことを証明し	解し、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	旨定研修	₩ ₩	了した。	77	言語明し
住所									
氏									
生年月日			中	A	ш				
診療科及び	診療	葆							
専門研修プログラム名	専 門 研 プログラム	上 ム 御 名							
		指定	を受け	医療機関					
指定研修を受けた医療	$\Theta$		年	ш	}	<b>世</b>	卅	町	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
機関の名称及び期間		指定	指定研修を受けた医療機関	医療機関					
指定研修の開始か	8		年 月	Ш	>	(年	年	В	日 箇月)
の御しまた、単御	(	指定	指定研修を受けた医療機関 た 日 こ	医療機関		Ĥ		п	Е
期間にとに記入するアンプラ	9					+	#		6月) 日
	(	指定	を受け	医療機関	• •	1			1
	4		平	П	}	# )	争	Н	苗(関)
			年 月	Ш	?		卅	H	ш
指定研修の開始から修了まで、休日期間があ	期間					)			6月)
ったときはその期間及 びその理由	体形の増加								

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

愛知県規則第三十九号 覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令在11年111月111十一日

愛知県知事 大 村 秀 章

この規則は、今和二年四月一日から施行する。ただし、第六条の二の改正規定は、同年六月一日から施行

40 10°

様式第一から様式第六までの規定中	物保護管理センター所長	な	動物愛護センター所長	に改める。
	愛知県動物保護管理セ		愛知県動物愛護セ	

第六条の二中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改める。

動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則 動物の愛護及び管理に関する規則(平成十三年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

愛知県規則第三十八号

動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令相1年三月二十一日

愛知県知事 大 村 秀 章

火曜日

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年3月31日

器 三

様式第九及び様式第十一中

,ı 🖂		-	八唯二	1	-	夕 川	717	<i>△</i> †l	X			カフム	<del>'</del>		
	年月日から       年月日まで	期間	年月日から       年月日まで	ſ	期間		年 月 日から 年 月 日まで		期間	年月日から       年月日まで		年月日からた。	F		
		診療科							診療科						
苓		称		Ŕ	巻				泰					に改め	,100°
谷		谷			夲				公						
条例第8条第2項第	1号に規定する研修 を受けた医療機関等 の名称及び期間	指定研修を受けた医	療機関の名称、診療 科及び期間	J		1号 (条例第13条において準用する場合	を含む。) に規定する研修を受けた医療	機関等の名称及び期 間	指定研修を受けた医	療機関の名称、診療 科及び期間	指定医療機関におい	て指定奸修を受げた 期間がある場合は、	その医療機関の名称を対している。		

愛知県公報

第92号

題名を次のように改める。覚せい剤取締法施行細則(平成十二年愛知県規則第百四号)の一部を次のように改正する。

### 覚醒剤取締法施行細則

に改め、同条第六号中「同条第三項」を「第三項」に改め、同条第七号中「覚せい剤原料取扱者の業務廃止せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤研究者研究廃止届出書」を「覚醒剤研究者研究者研究廃止届出書」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤施用機関廃止等届出書」を「覚醒剤施用機関廃止等届出書」に改め、同条第二号中「覚第一条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同条第一号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤

締法施行規則」に改め、同条第一号中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。第二条中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取

醒剤原料取扱品目等変更届出書」に改める。 剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料の」を「覚醒剤原料の」に、「覚せい剤原料取扱品目等変更届出書」を「覚第三条の見出しを「(覚醒剤原料の取扱品目等の変更)」に改め、同条中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒

第四条中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

様 対 第 一 中 覚せい剤施用機関廃止等届出書 を 養	※       *       ※       ※       ※       ※       ※       ※       ※       *       ※       *       ※       *	覚せい剤施用機関 を に に で が、 が が が が が が が が が が が が が が が が が
様 式 第 一 一 覚せい剤研究者研究廃止届出書 を を 覚醒剤研究者研究廃止届出書	(で)       (で)         (変知県知事 殿)       (で)         (で)       (で)	道・い を を に に に に が、 が、 が、 が が が が が が が が が が が が が
様式第三及び様式第四中	愛知県知事 殿 を 愛知県知事 殿 に、	に 施用機関 (京本い利)

令和2年3月31日	火曜日	愛知県公報	第92号
愛知県知事 事に関係 多 を を を を と が と が と が と が と が と が と が と が	覚せい剤取締法を を 覚醒剤取締法 に	( ) 施用機関 ( ) 施用機関	に改め、同様式備考第二
き」			
愛知県知事 様式第六中 愛知県知事 を 多 を	覚せい剤取締法を を 覚醒剤取締法 に	(1) 施用機関 (1) が利 (1) 研究者 (2) かん (2) が用機関 (3) が用機関 (3) が用機関 (4) が引	に改める。
を 第	で 愛知県知事 殿 を 愛知県知事 殿	が、 覚せい剤原料取扱者又は覚 せい剤原料研究者 を を う 質醒剤原料取扱者又は覚醒 剤原料研究者	に、 取扱者の業務 覚せい剤原料 研究者の研究 を
取扱者の業務 覚醒剤原料 研究者の研究 に、 (気・い)剤取締法 を を には関助の権法 でを に、	- 収める。		
様式第八から様式第十までの規定	中   愛知県知事 殿 を	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(前後で) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1

令和	2年3月31日	火曜日	愛知県公報 第92号	
改める。			_	
なめる。 参知県第十一中 関連に関連	が	覚せい剤取締法 を 覚醒剤取締法 に	覚せい剤原料     取扱者       冷     取扱者       「     下       下     所究者       下     下       下     A       F     B       F     B	73
様式第十二(その	<ul><li>→</li><li>中</li><li>覚せい剤原料事故届出書</li><li>を</li></ul>	覚醒剤原料事故届出書 に、 ご・、剤取締法第30条の14 を	「 に に に に が に が が に が が に に に に に に に に に に に に に	<b>松</b> 無
三 号 中 覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者 を 覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者	「なめる。			
様式第十二(その	三 中 覚せい剤原料事故届出書 を	覚醒剤原料事故届出書 に、 賞せい剤取締法第30条の14	賞醒剤取締法第30条の14第1項 に (で で を (で で で で が が が が が が が が が が が が が	

令和2年3月	月31日	火曜日	愛知県公報	第92号
「者様式第十三(その一)中	覚せい剤原料所有数量等報告書 を 党醒剤原料所有数量等報告書	に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 が 、 が り り を が う を が う を を を を を を を を を を を を を を	覚醒剤取締法 に、 覚せい剤原料の を	遺 副 別 に改め、同様式備考第 の対
- 	8、同様式編	************************************	を 業務所又は研究所欄 に 改 め る。	
様式第十三(その二)中	<ul><li>賞せい剤原料譲渡報告書「覚せい剤原料所有数量等報告書」</li><li>を を</li></ul>	ん 、 、 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	覚醒剤取締法 に 覚せい剤原料の を	覚醒剤原料のこれをある。
様式第十四(その一)中	覚せい剤原料譲渡報告書 を 党醒剤原料譲渡報告書	に た <u>(</u> ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	覚醒剤取締法 に 覚せい剤原料の を	覚」 別 に改め、同様式備考第「外

令和2年3月31	日 火曜日	愛知県公報	第92号
三 中 覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者 を 覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者 し ひ め る			
	- を 覚醒剤原料譲渡報告書 に、 (で、 (対し、)剤取締法	を 覚せい剤原料の を	覚醒が になめる。
様 対 (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元)	を 覚醒剤原料処分立会い依頼書 に、 覚せい剤取締法	を 覚醒剤取締法 に、 覚せい剤原料の処分の立会 を	道醒 連門 で で が の で が の で が の に が の に が の に が の に が の に が に に に に に に に に に に に に に

愛知県規則第四十号 愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

愛知県知事 大 村 秀 章

令和2年3月31日

愛知県公報

第92号

ニ預り金整理簿

第十条第二号中イを削り、口をイとし、いを口とし、同条第四号に次のように加える。

の下に「グループの長である」を加え、「総務課長」を「総務課の長」に改める。

第四条第一項中「主幹」を「担当課長」に改め、同条第二項中「管財」を「物品等の管理」に改め、「担当する」

第三十一条第一項ただし書中「第十号及び第十一号」を「第九号及び第十号」に改め、同項中第一号を削 -18-

愛知県流域下水道事業財務規則(平成三十一年愛知県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。 第二条第二号中「及び前用年数」を「並びに前用年数」に改め、同条第四号イツ中「、装置」を「及び装 置並びに」に改める。

愛知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

第二十五条第一項中「物品の」を「物品等の」に改める。

愛知県規則第四十四号

愛知県知事 大 村 秀 章

金色||年|||□|||十|□

愛知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

第三条の表主任主査の項中「主任主査」を「主任専門員」に、「事務」を「専門事項に関する事務」に改める。 当 当

愛印県収甲委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則 愛知県収用委員会事務局の設置等に関する規則(昭和四十五年愛知県規則第四十四号)の一部を次のよう

愛知県規則第四十三号

愛知県知事 大 村 秀 章

◆性1/年11/月11/十/□

愛知県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

附則第三項各号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

愛知県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十六年愛知県規則第三号)の一部を次のように改正する。

愛知県林業・木材産業改善資金賃付規則の一部を改正する規則

愛知県規則第四十二号

愛知県知事 大 付 秀 章

令性!|年!!|正!!|十│□

愛知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

当

|弥削第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年愛知県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

令任1年11月11十1日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

愛知県規則第四十一号

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

图 图

改める。

	監	點	赋	輔	佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	150
	監	刑	#	刑	葅	上司が命ずる事務を処理する。	
Γ	監	點	赋	華	在	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	17

_							
	轞	刑			幸	上司が命ずる事務を掌理する。	
	講	莊	赋	輔	佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	150
	監	刑	#	刑	街	上司が命ずる事務を処理する。	
г							

第四条第一頃の表中

愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則(平成十六年愛知県規則第七十六号)の一部を次のように攻 正する。

火曜日

第92号

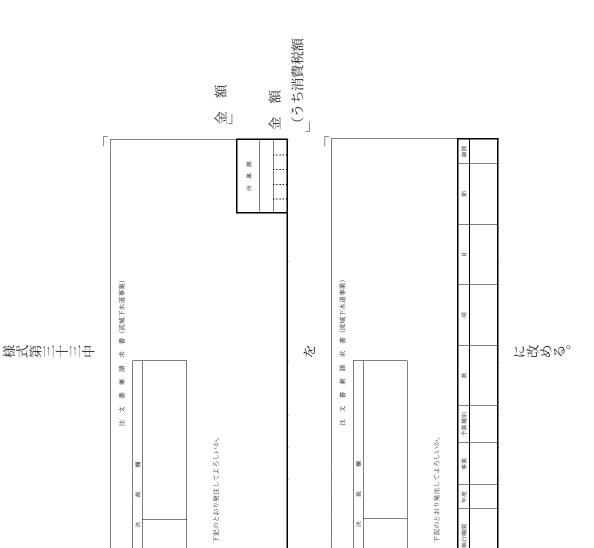
火曜日 り、第二号を第一号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。 第七十条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。 第七十一条中「公有財産」の下に「又は第二条第六号に規定する知事が別に定める有形固定資産」を加え、 「物品を」を「物品等を」に改める。 第七十二条第二項中「物品関係」を「物品等関係」に改める。 ||賞与引当金繰| 賞与引当金として計上するための繰入額 【額 別表第一費用の部中 B 賃金 臨時職員及び人夫の賃金 ||賞与引当金繰| 賞与引当金として計上するための繰入額 に改め、「支給する旅費」の下に「及び会 | 人額 三受託事業費 給対 素用手 計年度任用職員の通勤に係る費用」を加え、 16 賞与引当金繰 人額 賃金 [|総係費 受託事業費 給料 給款 素用主 17, 名 素に手 賞与引出金練 賞与引出金練 人額 人額 賃金 総係費 一その他引当金 「有価証券売却 給料 「その他引当金 繰入額 原笛 17, *1*61 161 素用主 負担金等返還 繰入額 貧倒引当金繰 金 人額 賞与引出金練 入額 「有価証券売却 「その他特別損 原田 「その他特別損<br /> 貨倒引出金繰 負担金等返還 ] *%* に攻め、同表 金 人額 負担金等返還 その他特別損 負債の部中「未払賃金、」を削る。 別表第二賃金の項を削り、同表旅費の項中「請求書」の下に「、内訳書」を加える。

-19-

 $\Gamma$  $\square$ FÊ

様式第二十八及び様式第二十九中を

に致める。



- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の愛知県流域下水道事業財務規則第三十一条第一項、別表第一及び別表第二の規定は、令和二年 度の予算から適用する。
- るこの規則の施行の際現に改正前の愛知県流域下水道事業財務規則の規定に基づいて作成されている納入 通知書、納付書及び注文書兼請求書の用紙は、改正後の愛知県流域下水道事業財務規則の規定にかかわら ず、当分の間、使用することができる。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令在1|年11|月11|十|□

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県規則第四十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十六年愛知県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

同項を同表出項とし、同項の前に次の六項を加える。ろ。づで「搭集階」という。)」を「特定規模」に、「令第十三条第一号に規定する避難階(以下「避難階」という。)」を「避難階」改め、階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下(以下「特定規模」とい準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)」を「令」に、「三階以上の階及び地第三条第一項の表口項中「门項い欄」を「出項い欄」に改め、同項を同表の項とし、同表门項中「建築基

第92号

= H	に見出すらし。同立の首はグロブゴを力える	
1	演芸場及び屋外観覧場を除く。)法別表第一에欄闩項に掲げる用途(劇場、映画館、	以外の階を 以外の階を 個種に掲げる用途に供しないものを除く。)   条第一号に規定する避難階(以下「避難階」という。) 年政令第三百三十八号。以下「令」という。) 第十三という。)のもの及び建築基準法施行令(昭和二十五計がそれぞれ百平方メートル以下(以下「特定規模」及び地階における当該用途に供する部分の床面積の合部が三階以上の階又は地階にあるもの(三階以上の階入以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一体国積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートト格数が三以上で、
(i)	劇場、映画館又は演芸場	掲げる用途に供しないものを除く。) 二 主階が一階にないもの(避難階以外の階を心欄に く。) 階以外の階を心欄に掲げる用途に供しないものを除 の階又は地階にあるもの(特定規模のもの及び避難 し その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上 ル以下で、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メート 階数が三以上で、心欄に掲げる用途に供する部分の
(ii)	ホテル又は旅館病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、	ものを除く。)の及び避難階以外の階を心欄に掲げる用途に供しない部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メート階数が三以上で、い欄に掲げる用途に供する部分の
(五)	う。第二項において同じ。) 定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途をい二十八年国土交通省告示第二百四十号第一第二項に規高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(平成	ものを除く。)の及び避難階以外の階をい欄に掲げる用途に供しない部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メート階数が三以上で、い欄に掲げる用途に供する部分の
(五)	附属する体育館その他これに類する用途を除く。)法別表第一〇欄闫項に掲げる用途(学校又は学校に	く。) 難階以外の階を心欄に掲げる用途に供しないものを除部が三階以上の階にあるもの(特定規模のもの及び避か以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メート階数が三以上で、心欄に掲げる用途に供する部分の
£	注明表現   1mm O   1mm E	ものを除く。)の及び避難階以外の階を○欄に掲げる用途に供しない部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メート階数が三以上で、○欄に掲げる用途に供する部分の

「第一項の表刊項い欄」に改める。「第一項の表刊項い欄」に改め、同表以項中「第一項の表门項い欄」を「第一項の表刊項い欄」を「第一項の表出項い欄」を「第一項の表出項い欄」を「第一項の表出項い欄」を「第一項の表出項い欄」を「第一項の表出項い欄」を「第一項の表出項と用途に供する建築物であつて同項の欄に掲げる規模のもの」を加え、同表的項中「限る。)」の下に「及び第て同項の欄に掲げる規模のもの」を加え、同表的項中「限る。)」の下に「及び第一項の場に掲げる規模のもの」を加え、同表的項中「限る。)」の下に「及び第一項の第一項の表別項い欄に掲げる用途に供する用途をいう。)」を削り、「限る。)」の下に「及び第一項の表別項い欄に掲げる用途に供するのに限る。)」を加え、同表に項中「限る。)」の下に「及び第一項の表別項い欄に掲げる用途に供する意楽物であって同項の欄に掲げる規模のもの(ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。)」を加え、同表回項で同項の欄に掲げる規模のもの(病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供する建築物であのもの」を加え、同表口項中「限る。)」の下に「及び第一項の表目項い欄に掲げる用途に供する建築物であ同項の欄に掲げる規模のもの及び同表口項い欄に掲げる用途に供する建築物であるまに、第一項の表刊項の表刊項に供する建築物であって「第二条第二項の表刊項中「限る。)」の下に「、第一項の表刊項の視に供ける建築物であって

第七条第一号中「第三条第一頃の表ブ頃い鷳」を「第三条第一頃の表乜頃い鷳」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

愛知県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

◆性1/年11/月11/十1/□

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県規則第四十六号

愛知県財務規則の一部を改正する規則

愛知県財務規則(昭和三十九年愛知県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百七十三条の二」を「第百七十三条の三」に改める。

第二条第三号中「スポーツ肩スポーツ課」を「スポーツ肩スポーツ振興課」に改める。

第四条第一項中「主幹」を「担当課長」に、「課長補佐」を「グループの長である課長補佐」に改め、同 条第二項第一号中「総務局総務部法務文書課県史編さん室が作成する」を「総務局総務部法務文書課におけ る」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「主幹」を「担当課長」に、「課長補佐」を「グループの長で ある課長補佐」に改め、同項第三号中「主幹」を「担当課長」に、「室長補佐」を「グループの長である室 長補佐」に改め、「家賃一の下に「、附帯設備使用料」を加え、同項第四号中「主幹」を「担当課長」に、「課 長補佐一を「グループの長である課長補佐」に改め、同条第四項第五号中「主任主査」を「課長補佐」に改 210°

第三十四条第四項第三号中「家賃」の下に「、附帯設備使用料」を加える。

第四十六条第一項第三号を削り、同条第二項中「(前項第三号に掲げる分任出納員を含む。第五十条第二 項及び第三項、第五十一条、第五十四条の二第三項及び第四項、第五十四条の六第四項及び第五項並びに第 五十七条において同じ。) 一を削る。

第五十四条の四第三項及び第五十四条の五第二項中「第四十六条第一項第三号に掲げる分任出納員を含 む。」を削る。

第七十条第一項ただし書中「第十四号及び第十五号」を「第十三号及び第十四号」に改め、同項中第二号 を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十条第三項中「契約者」を「県と契約を結んだ者(以下「契約者」という。)」に改める。

第百三十条第一項中「県と契約を結んだ者(以下「契約者」という。)」を「契約者」に改める。

第百三十一条第一頃に次のただし書を加える。

ただし、契約者の責めに帰することができない理由により同条第一項第二号に掲げる場合に該当すると して契約を解除されたときは、この限りでない。

第百三十五条第一項第二号中「契約者の責に帰する理由により」を「県の責めに帰すべき理由によらない で契約者が」に、「履行しないとき、又は履行の一を「履行せず、又は履行する」に改め、同項第五号中「行 なう一を「行う」に改める。

発圧三十六条第一項中「□・七パーセント」を「□・七パーセント」に改める。

第百八十一条第一項第一号中门を削り、口を门とし、回を口とし、回を回とし、田を回とし、内を回とし、 同項第三号中门を削り、口を门とし、回を口とし、回を回とし、田を回とし、内を田とし、日を内とする。 第百八十四条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。 第百八十五条中「第二百四十三条の二第一項前段」を「第二百四十三条の二の二第一項前段」に改める。

> 「一」件三百万円を超えるもの(競争入札に係るも の、指定管理者による公の施設の管理に係る協定

等で当該悟定管理者が管理を開始した日の属する

年度の翌年度以降に係るもの及び第百二十八条第 別表第二2の項中 四項に規定する標準書式による契約書に係るもの

を除く。次号において同じ。)

二 前金払又は概算払により支出するもの(前号に

該当するものを除く。)

「一件三百万円を超えるもの(競争入札、企画競争又 は公募による契約に係るもの、指定管理者による公

の施設の管理に係る協定等で当該指定管理者が管理

に改め、同表6の項中「支出するもの」の下に「及 を開始した日の属する年度の翌年度以降に係るもの

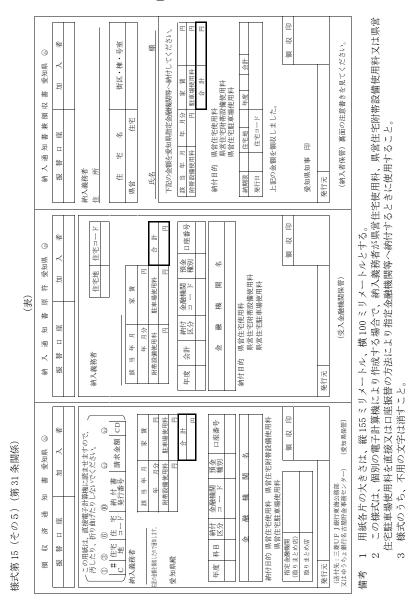
及び第百二十八条第四項に規定する標準書式による

契約書に係るものを除く。)

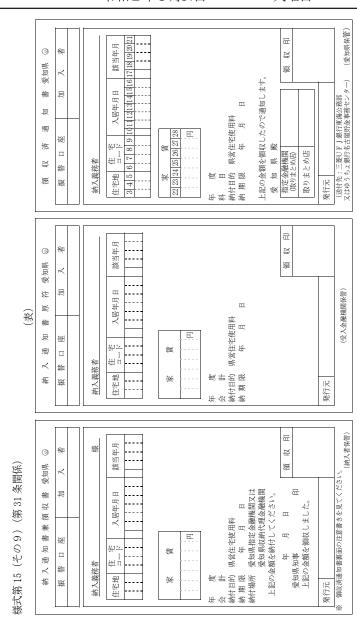
び契約若しくは協定等の締結又は交付決定を要しないもの」を加え、同表いの項中「及び共済費」を「、共 済費及び雇用保険料」に改める。

別表第三1の項から3の項までの規定中「附記する」を「付記する」に改め、同表4の項中「、指令書の 写し」を削り、同表中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表9の項中「請求書」の下に「、内訳書」を 加え、同項を同表8の項とし、同表中心の項をりの項とし、1の項を1の項とし、2の項を1の項とし、同 一項ずつ繰り上げる。 表はの項中「徴しがたい」を「徴し難い」に改め、同項を同表はの項とし、同表中はの項から%の項までを

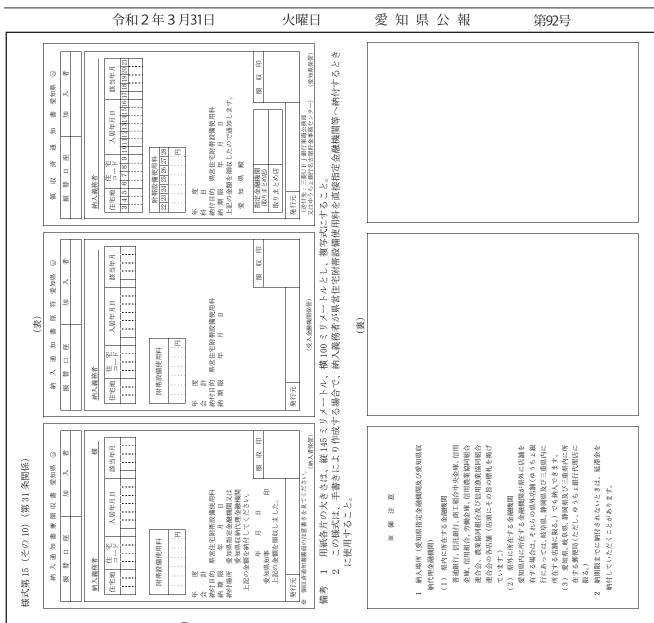
様式第十五(その五) 浅を次のように改める。



様式第十五(その九) 浅中備考以外の部分を次のように改める。



様式第十五(その十)を次のように改める。



様式第十五(その十四) 浅中備考以外の部分を次のように改める。

県民事務所出納員 県民センター分任出納員 を を 原民事務所出納員 に の の の の

様式第八十を次のように改める。

削隊

様式第80

图 图

- この規則は、令和二年四月一日から確行する。
- 2 改正後の愛知県財務規則第七十条第一項及び別表第三の規定は、令和二年度の予算から適用する。
- は、改正後の愛知県財務規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。3 この規則の施行の際現に改正前の愛知県財務規則の規定に基づいて作成されている納入通知書の用紙

令和2年3月31日	火曜日	愛知県公報	第92号	